

## 別記

### 冷暖房空調設備等保守点検業務仕様書

冷暖房空調設備等保守点検業務（以下「冷暖房設備等」という。）は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

#### 1 保守点検の内容

##### (1) 定期点検

受託者（以下「乙」という。）は、冷暖房空調設備等保守点検表（別表）に定めるとおり、冷暖房設備等保守点検業務を実施すること。

なお、業務終了後速やかに次の各号について冷暖房空調設備等点検作業報告書（様式第1号）を作成の上、岩手県立総合教育センター所長（以下「甲」という。）へ提出すること。

ア 点検者の所属、氏名

イ 点検業務の内容とその良否

ウ 点検後の所見

エ その他必要事項

##### (2) 随時点検

乙は、甲から冷暖房設備等の故障について通報があったときは、速やかに技術員を派遣し措置すること。

##### (3) 乙は、第1項の業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出すること。

#### 2 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の施行に伴う第一種特定製品の管理に関わること。

#### 3 乙は、第1項の点検の結果、冷暖房設備等について補修等が必要と認められる場合は、当該補修に必要な資材、その他必要経費の一覧表を作成し、甲に提出すること。

#### 4 点検に必要な機械器具等及び消耗品

保守点検に必要な機械、器具類及び整備に必要な消耗品に係る経費は、乙の負担とする。

#### 5 その他

本書に定めのない事項にあつては、甲乙協議のうえ対応すること。